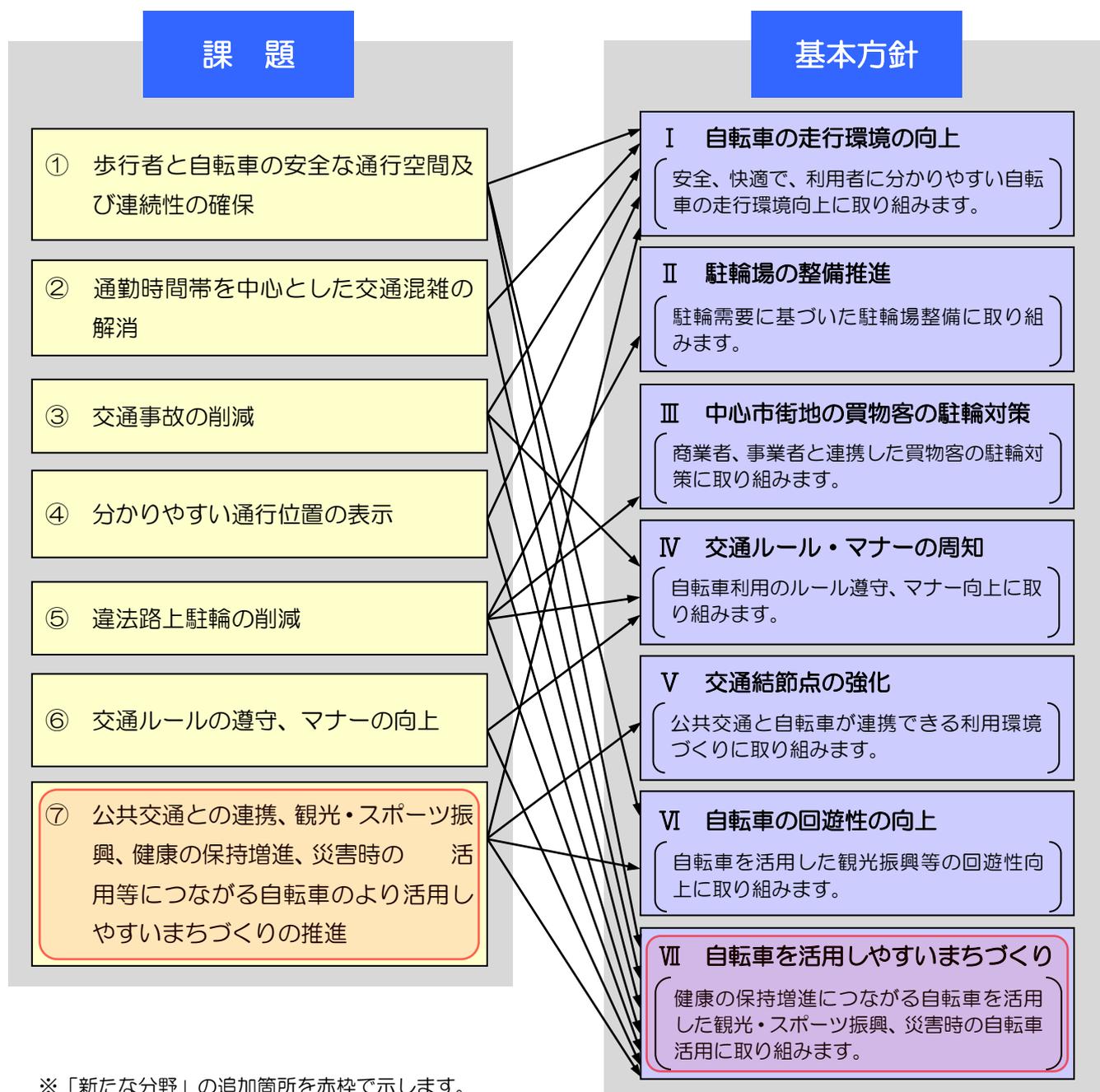


第2章 自転車施策における基本方針と施策体系

1. 自転車施策における基本方針

本計画では、平塚市総合交通計画の基本理念及び自転車ネットワークの配置の方向や、国のガイドラインで示されている自転車走行空間の創出方法及び整備の方法を踏まえつつ、さらに、国計画や県計画を勘案した上で、現在、本市が抱えている自転車利用における課題に対応していくため、次のような基本方針を設定します。

基本方針の設定にあたっては、鉄道やバスとの連携、歩行者との共存に配慮する他、自転車利用環境創出としてのネットワーク整備を「線（道路）」と「結節点（施設）」で構築することに留意し、設定します。

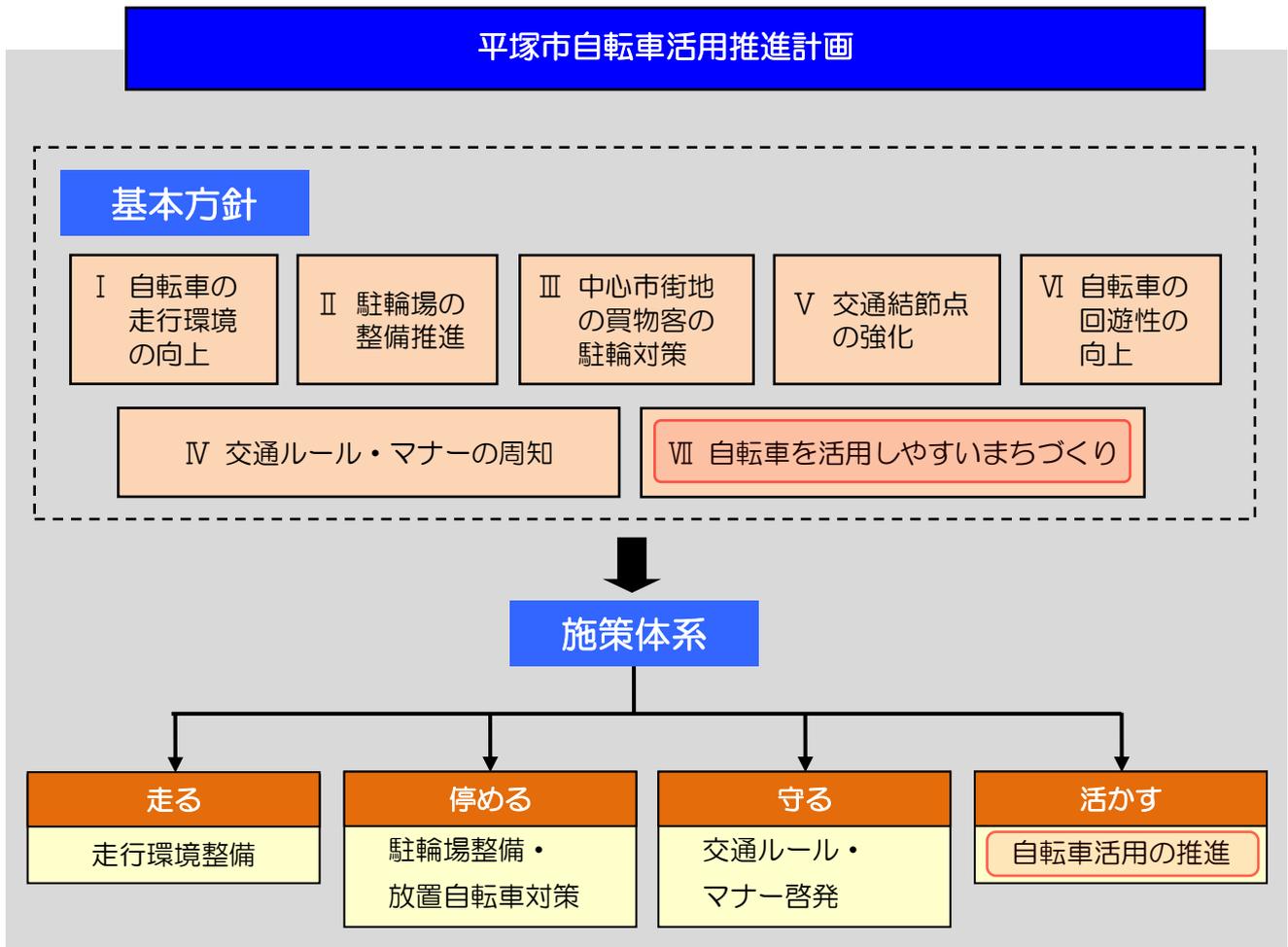


※「新たな分野」の追加箇所を赤枠で示します。

2. 自転車活用推進計画の施策体系

基本方針を受け、本計画は、自転車の走行環境（走る）、自転車の駐輪環境（停める）の整備等ハード施策と、自転車を安全に利用するための交通ルール・マナー啓発（守る）、まちの活性化に繋がるような自転車活用の推進（活かす）等ソフト施策が本計画の両輪となるように4つの柱を設定し、ハード、ソフトの両面からの自転車施策を展開します。

- 自転車に関する総合的な推進計画を策定し、ハード、ソフトの両面からの自転車施策を実施
- 自転車関連の実施計画として位置づけ



※「新たな分野」の追加箇所を赤枠で示します。

